明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報

令和元年
8月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六二号から第八二号まで
号外　第八二号から第一〇三号まで／特第五号から特第六号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
◇――1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
◇――2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。


## 政令

| | | 日 | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 七〇 | 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令 | 一 | 二 | 二 |
| 七一 | 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 | 七 | 二 | 二 |
| 七二 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令 | 七 | 二 | 二 |
| 七三 | 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | 一四 | 二 | 二 |
| 七四 | 自衛隊法施行令及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 | 一四 | 二 | 二 |
| 七五 | 棚田地域振興法の施行期日を定める政令 | 一四 | 二 | 二 |
| 七六 | 棚田地域振興法施行令 | 一四 | 二 | 二 |
| 七七 | 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 | 二七 | 二 | 二 |
| 七八 | 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | 三〇 | 二 | 二 |
| 七九 | 電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | 三〇 | 二 | 二 |
| 八〇 | 電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 | 三〇 | 二 | 二 |
| 八一 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | 三〇 | 三 | 三 |
| 八二 | 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令 | 三〇 | 三 | 三 |
| 八三 | 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 | 三〇 | 三 | 三 |
| 八四 | 自衛隊法施行令の一部を改正する政令 | 三〇 | 三 | 三 |

## 条約

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 八 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書 | 三〇 | 特6 | 二 |

## 内閣官房令

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 四 | ○内閣官房<br>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令 | 三〇 | 103 | 二 |

## 府令

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 二三 | ○内閣府<br>原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 | 三〇 | 103 | 五 |
| 二四 | 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令 | 三〇 | 103 | 七 |

## 府令・省令

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一 | ○総務省<br>政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令 | 八 | | 一 |
| 二 | 全国家計構造調査規則の一部を改正する省令 | 九 | 88 | 一 |
| 三 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 | 二七 | 100 | 一 |
| 四 | 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 | 三〇 | | 三 |
| 五 | 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令 | 三〇 | | 四 |
| 一 | ○内閣府、総務省、文部科学省<br>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 | 三〇 | 103 | 一二 |
| 二 | ○内閣府、環境省<br>環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令 | 二七 | | 二 |
| 一 | ○総務省、文部科学省、国土交通省、環境省<br>棚田地域振興法施行規則 | 一六 | 92 | 一 |
| 二 | ○総務省、経済産業省、国土交通省<br>石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令 | 二七 | 100 | 七 |
| 二八 | ○法務省<br>更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令 | 二 | 83 | 一 |
| 二九 | 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 | 二〇 | | 二 |
| 一八 | ○財務省<br>たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令 | 八 | | 二 |
| 一九 | 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令 | 九 | 88 | 五 |
| 二〇 | 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 | 三〇 | 103 | 一四 |
| 二一 | 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令 | 三〇 | 103 | 一五 |
| 一〇 | ○文部科学省<br>理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令 | 一 | 82 | 一 |
| 一一 | 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令 | 一三 | 89 | 一 |
| 一二 | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 | 二一 | | 一 |
| 一三 | 学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令 | 三〇 | 103 | 一七 |